

中原中学校同窓会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は中原中学校同窓会と称し、事務所を母校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、併せて母校との関係を密にしその発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会 員

- 第4条 本会は川崎市立中原中学校卒業生をもって組織する。
但し、常任幹事会が特に認めた者を会員とすることが出来る。

第3章 役 員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長 (1 名)
 2. 副 会 長 (若干名)
 3. 事務局長 (1 名)
 4. 会 計 (1 名)
 5. 常任幹事 (若干名)
 6. 幹 事 (若干名)
 7. 会計監査 (1 名)
- 第6条 会長は常任幹事より常任幹事会で選任する。
- 第7条 他の役員は会長が会員の中から選任する。
- 第8条 第5条第1号から第4号までの役員は互いにこれを兼任することはできない。
- 第9条 会計監査は他の役員を兼ねることはできない。
- 第10条 本会に相談役を置くことが出来る。相談役は会長経験者の中から会長が委嘱する。
- 第11条 役員任期は3年とする。但し、重任は妨げない。
- 第12条 役員職務は次の通りとする。
1. 会長は会務を総理し本会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
 3. 事務局長は本会の事務を総括し、会の円滑な運営に努める。

4. 会計監査は本会の会計事務を監査し、幹事会に報告しなければならない。

第4章 集 会

第13条 本会の集会は次の通りとする。

1. 総 会
2. 幹事会
3. 常任幹事会

第14条 本会の集会は必要に応じ、会長がこれを召集し、会計報告及び事業計画などの提示を行う。

第15条 常任幹事会は会長、副会長、事務局長、会計、常任幹事並びに会計監査により構成される。

第16条 本会の集会の決議は第20条の場合を除き、出席者の過半数の多数決による。

第5章 会 計

第17条 本会の経費は入会金、寄付金その他を以ってこれにあてる。

第18条 本会の入会金は金1,500円とする。

第19条 本会の会計年度は4月1日にはじまり翌年の3月31日に終了する。

第6章 改 正

第20条 本規約の改正は常任役員会において出席者の3分の2以上の同意を要する。

附 則

制 定	昭和31年4月20日
改 正	第1回 平成10年4月1日
	第2回 平成24年5月19日